

CONTENTS

- 年頭のごあいさつ…2 社会保険事務講習会が開催されました…3
年金委員・健康保険委員・事業主表彰伝達式…4・5 育児休業等期間中の社会保険料免除要件が見直されました…6・7
生活習慣病予防健診の対象者データをダウンロードできます…8・9
年金シニアライフセミナーが開催されました/パークゴルフ大会が開催されました…10



第1回秋田県年金ポスターコンクール
「優秀賞」

大仙市立仙北中学校 加藤 野乃香さん 作

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<https://www.nenkin.go.jp/> 電子政府の総合窓口(e-Gov)→<https://www.e-gov.go.jp/>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



年頭のごあいさつ



一般財団法人秋田県社会保険協会

会長 赤上 信 弥

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員事業所の皆様方には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当協会事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協会は、社会保険制度が健全かつ安定的に運営されることを願い、社会保険制度の普及・発展のための広報活動をはじめ、各種事務講習会やセミナーの開催、被保険者とそのご家族の健康増進と福利向上を図るための健康管理推進事業や福利厚生事業を積極的に推進しているところでございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の収束には至りませんでした。政府による「WITHコロナ政策」が推し進められ、経済活動も元に戻りつつあります。ただ「ウクライナ危機」による経済制裁による物価高騰やエネルギー不足などの諸問題がありました。

当協会が担う事業運営にも多少影響を与えておりますが、出来得る限りの万全な感染対策を講じることにより、例年に劣らないレベルの事業の実施に努めて参る所存でございます。会員の皆様方のお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆様方にとって本年が健やかな年であることをご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和5年元旦

一般財団法人秋田県社会保険協会

副 会 長（秋田支部長） 佐々木 宏 行
副 会 長（鷹巣支部長） 竹 村 雅 行
副 会 長（大曲支部長） 齋 藤 浩 英
副 会 長（本荘支部長） 小 石 和 弥
理 事 武 藤 庄 栄・太 田 聡・渡 邊 綱 平・疋 田 牧 男
泉 澤 和 豊・伊 藤 俊 也・竹 内 靖
専務理事 茂 内 勇 人

明けましておめでとうございます

皆様の益々のご健勝とご繁栄を心からお祈りいたします

日本年金機構

秋田年金事務所 所長 佐 藤 進
鷹巣年金事務所 所長 斎 藤 裕 二
大曲年金事務所 所長 木 村 克 男
本荘年金事務所 所長 鈴 木 英 幸

全国健康保険協会秋田支部

支部長 加 藤 尊



社会保険事務講習会が開催されました

秋田県内で社会保険の適用を受けている事業所の職員や社会保険事務を担当されている方を主な対象として、社会保険や労働保険・労災保険の基礎知識の向上を目的に、事務講習会を開催しました。会場は県内年金事務所の所在地4カ所で行われ、アンケート結果をみると「障害年金、遺族年金の事は知らなかったのが勉強になった」や「これまでにない労災保険の説明があり非常に良かった」などおおむね良好なご意見をいただきました。また、講義と講義の間には手軽なストレッチを行い、「簡単にできて今後の生活の中に取り入れていきたい」「職場でもできそうなストレッチだった」などのご意見もいただきました。

当協会としてはこれを踏まえ、社会保険や労働保険などのスキルアップに役立つ講習会や研修会を実施して参りますので、今後ともご理解・ご協力をお願いします。



年金給付の講義



雇用保険・労働保険の講義



好評の健康ストレッチ

開催日時	会場	人数
令和4年11月22日(火) 13時30分～16時30分	北秋田市民ふれあいプラザ コムコム (北秋田市花園町10-5)	22名
令和4年12月9日(金) 13時30分～16時30分	大仙市大曲交流センター (大仙市大曲日の出町2-7-53)	7名
令和4年12月14日(水) 13時30分～16時30分	由利本荘市市民交流学習センター (由利本荘市上大野16)	8名
令和4年12月20日(火) 13時30分～16時30分	秋田市にぎわい交流館AU (秋田市中通1-4-1)	24名

年金委員・健康保険委員・事業主表彰伝達式

11月17日、ホテルメトロポリタン秋田において、日本年金機構・全国健康保険協会・一般財団法人秋田県社会保険協会から、長年にわたり社会保険事業の運営に功労があった事業主及び年金委員・健康保険委員の方々に、厚生労働大臣表彰をはじめとする表彰状の授与が行われました。

例年であれば、この表彰伝達式の後、年金委員・健康保険委員を対象とした委員研修会が開催されるのですが、今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、委員研修会は中止になりました。栄えある受賞者は次のとおりです。（敬称は省略させていただきます）



令和4年度

社会保険事業の功労者を表彰

厚生労働大臣表彰

年金委員功労者

三浦孝子 秋田市：株式会社秋豊ネットライズ

健康保険委員功労者

木村美保子 湯沢市：株式会社キコー

日本年金機構年金委員表彰

日本年金機構理事長表彰

須田佳子 秋田市：株式会社日情秋田システムズ
佐々木和子 大館市：社会福祉法人大館感恩講

鈴木美克 湯沢市：秋田銘醸株式会社
山田豊実 由利本荘市：株式会社山田塗料店

日本年金機構理事表彰

進藤和人 秋田市：株式会社秋田クボタ
伊藤泉 秋田市：北日本コンピューターサービス株式会社
奥山弘喜 秋田市：株式会社東北ビルカンリ・システムズ
高橋重道 秋田市：地域型年金委員
鈴木牧子 大館市：白川建設株式会社
太田日出男 鹿角市：株式会社アニモ

武田昭雄 湯沢市：雄勝広域森林組合
高貝心斉 横手市：羽後交通株式会社
北村佳智 大仙市：東京端一株式会社秋田事業所
佐々木壮美 由利本荘市：社会医療法人青嵐会
竹内靖 由利本荘市：由利工業株式会社



全国健康保険協会健康保険委員表彰

全国健康保険協会理事長表彰

黒 沢 美 佳	秋田市:山二環境機材株式会社	木 村 哲	大仙市:株式会社自然科学調査事務所
阿 部 洋 一	鹿角市:株式会社柳澤鉄工所	小 石 和 弥	由利本荘市:光タクシー株式会社

全国健康保険協会秋田支部長表彰

工 藤 幸 子	八郎潟町:株式会社八郎潟印刷	佐 藤 理恵子	横手市:株式会社平鹿自動車学校
伊 藤 仁	秋田市:株式会社伊藤組	古 仲 正 敬	大仙市:高吉建設株式会社
奈 良 和 美	秋田市:秋田設備株式会社	上 野 悦 子	湯沢市:株式会社高瀬電設
黒 澤 広 之	鹿角市:株式会社浅利佐助商店	土 井 一 哉	由利本荘市:小林工業株式会社
関 哲 也	北秋田市:社会福祉法人県北報公会	高 橋 吉 広	にかほ市:川越工業株式会社
小 松 茜	能代市:能代電設工業株式会社	阿 部 京 子	にかほ市:三和精鋼株式会社

(一財)秋田県社会保険協会事業功労事業所表彰

(一財)秋田県社会保険協会会長表彰

医療法人久盛会	秋田市	株式会社アキタ・アダマンド	横手市
大進建設工業株式会社	秋田市	社会福祉法人はなさき仙北	仙北市
中友商事株式会社	能代市	鳥海プラント株式会社	由利本荘市
医療法人春生会	鹿角市		

令和4年10月から

育児休業等期間中の社会保険料免除要件が見直されました

希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるよう、柔軟な育児休業の取得等を促進し、全世代対応型の社会保障制度を構築することを目的として、育児休業中の保険料免除要件が見直されます。

育児休業等期間中の社会保険料の免除とは？

3歳に満たない子を養育するための育児休業等（育児休業または育児休業に準ずる休業）期間は、事業主が、「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主負担分・被保険者負担分ともに免除される制度です。

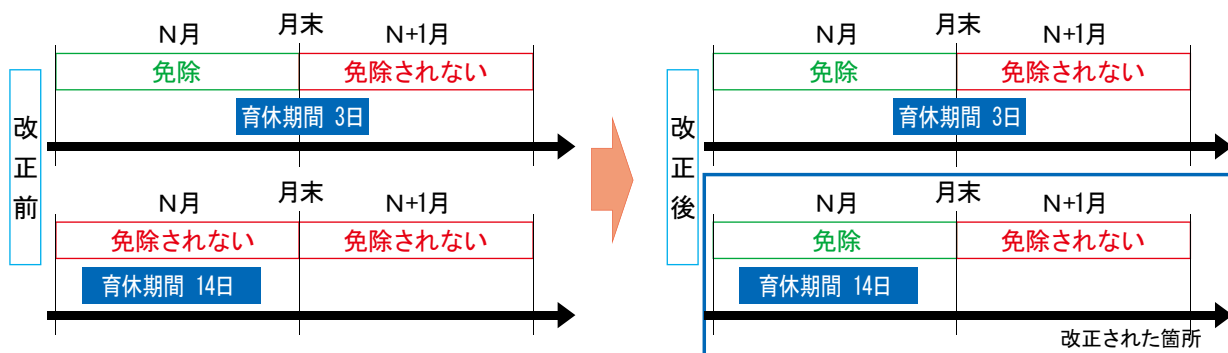


同月内に14日以上育児休業等を取得した場合も免除されます

これまでの保険料免除要件（育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで）に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に、**14日以上**（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の育児休業等を取得した場合も、当該月の保険料が免除されます。

月額保険料の免除

育児休業等の開始月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、当月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。

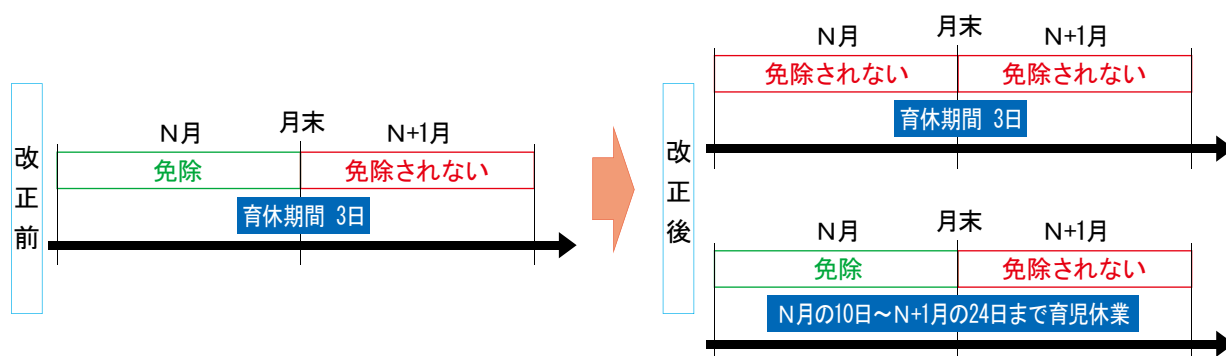


賞与保険料の免除要件が変わります

賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含みます。

賞与保険料の免除

育児休業等を1月超（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。



育児休業等を終了した際の標準報酬月額の設定

育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、随時改定に該当しなくても、事業主を経由して「**育児休業等終了時報酬月額変更届**」を提出することで標準報酬月額の改定が行われます。

養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が養育開始前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、被保険者の申出により、従前標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp>

生活習慣病予防健診の対象者データをダウンロードできます

健診実施機関へ生活習慣病予防健診（35歳以上の被保険者を対象）を申込みする際、健診実施機関から健診対象者を一覧表で求められることがあります。協会けんぽではインターネットの情報提供サービスを利用して、健診対象者一覧データ（CSVファイル）をダウンロードすることが可能です。本サービスをご利用いただく際の流れは次のとおりです。

ステップ1 ユーザーIDを申請します

- ① 協会けんぽホームページのトップ画面にある「**申請書ダウンロード**」のバナー（下図）をクリックします。



- ② ①「**申請書ダウンロード**」のバナー（下図）をクリックしたら「**情報提供サービス**」をクリックします。



- ③ ②「**情報提供サービス**」をクリックしたら「**情報提供サービスの概要**」をクリックします。



- ④ ③「**情報提供サービスの概要**」をクリックしたら④「**情報提供サービストップ画面へ**」をクリックします。

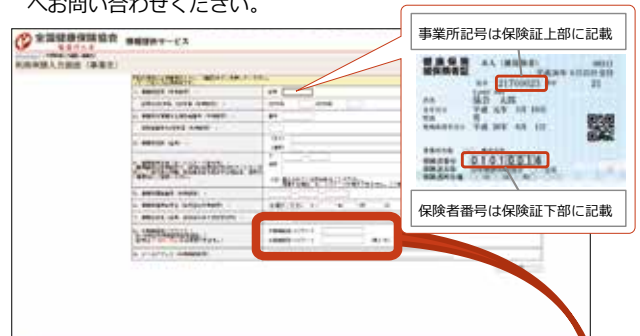


- ⑤ ④「**情報提供サービストップ画面**」に遷移したら、「**情報提供利用申請メニュー**」の「**利用申請（事業主）**」ボタン（下図）をクリックします。



- ⑥ 「**利用申請入力画面（事業主）**」（下図）から事業所記号や保険者番号等の必要事項を入力し、申請します。

※入力についてご不明な場合は、企画総務グループ018-883-1841へお問い合わせください。



協会けんぽよりユーザーIDと協会発行パスワードを郵送します。お届けまでの目安は約1週間です。

ログインいただく際には、「協会発行パスワード」及び申請時に設定いただいた「お客様設定パスワード」を使用します。

お客様設定パスワードの有効期限は3か月です。定期的にパスワードを変更してください。

ユーザーID・パスワードは2年間使用していない場合、無効となります。その場合は再度利用申請を行ってください。

協会けんぽでは「お客様設定パスワード」は確認できません。「お客様設定パスワード」を忘れてしまい、ログインできなくなった場合は、再度利用申請を行っていただくこととなりますのでご注意ください。

ステップ2 情報提供サービスへログインします

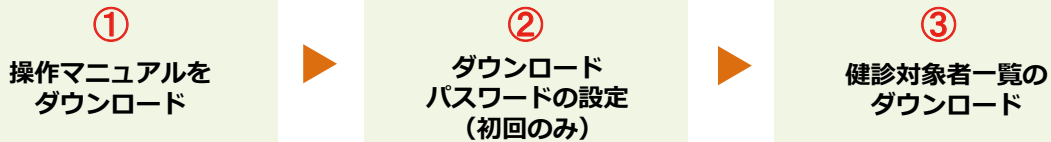
- ① 協会けんぽからユーザーID等が届いたら、「ステップ1の①～④」と同様の手順を行います。『情報提供サービストップ画面』に遷移したら、事業主メニューの「生活習慣病予防健診関連（事業主）」ボタン（下図）をクリックします。
- ② 「利用者ログイン入力画面」（下図）に遷移したら、ユーザーID・パスワードを入力後、ログインボタンを押下すると、情報提供サービス（事業主）へ遷移します。



ユーザーID・パスワードの入力を複数回間違えるとアカウントがロックされます。その場合の解除依頼は、企画総務グループ018-883-1841へご連絡ください。



ステップ3 健診対象者一覧ダウンロード機能の使い方



- ① 操作マニュアル
まず初めに操作マニュアルをダウンロードします。
- ② ダウンロードパスワードの変更
本サービスでは、ダウンロードファイルを解凍する際に使用するダウンロードパスワードをあらかじめ設定していただけます。パスワードの有効期限は更新した日から1年間です。設定したパスワードを忘れたり、ロックがかかってしまった場合は初期化を行いますので、保健グループ018-883-1893へご連絡ください。
- ③ 健診対象者一覧をダウンロード
健診対象者一覧（CSVファイル）をダウンロードできます。健診対象者一覧には健診機関への予約申込みに必要な保険証の保険者番号、記号・番号や受診される方の氏名、生年月日、受診可能な健診項目が記載されているため、健診機関への予約申込みにご利用いただけるほか、従業員の健診予約状況の管理にもご利用いただけます。



案内一覧送付要否登録

協会けんぽから送付される生活習慣病予防健診の案内（健診対象者一覧を含む）を送付するか否かを登録できます。初期設定は「要」となっていますが、「**否**」に変更すると、**次年度以降健診のご案内が送付されなくなります。**

・処理状況確認（必要に応じて）

健診対象者一覧（CSVファイル）のダウンロードや案内一覧送付要否登録など、本サービスで実施した処理の状況を確認できます。

パスワード等を間違えてロックがかかった場合の解除依頼先は？

お問い合わせ先

ステップ2

ユーザーIDのアカウントがロックした場合の解除依頼やユーザーID申請に関するお問い合わせ

企画総務グループ018-883-1841

ステップ3

健診対象者一覧のダウンロードパスワードがロックした場合の解除依頼や健診関係の情報提供サービスに関するお問い合わせ

保健グループ018-883-1893

『年金シニアライフセミナー』を開催しました

本セミナーは、50歳以上の被保険者とその配偶者を主な対象として、定年退職後の豊かで生きがいのあるシニアライフをお過ごしいただくためのセミナーとして、地元講師の他中央からも専門の講師を招き実施しています。

今年は、各事業所の社会保険事務を担当されている方も加えた58名の参加を得て11月7日に『あきた芸術劇場ミルハス』にて開催されました。いただいたアンケートには、「まだ早いと思っていたが、定年後のライフプランを考えることが大事だと感じた」「人生100年時代、これからの50年に向けて大変参考になりました」などの感想が寄せられました。

当協会では、社会保険や労働保険の説明会や研修会に加えて、このような生きがいづくりに関するセミナーも開催しておりますので、老後を安心して暮らしていただくためにも来年は是非ご参加ください。

〈年金シニアライフの主な内容〉

- ①退職後（年金を受け取りながら働く）の年金制度と医療保険について
- ②ライフプランと生きがい（生きがいのある生活設計）
- ③家庭経済プラン（シニアライフの家計プランの作成方法）

※参加費は会員事業所とその御家族は説明資料を含め全て無料です。



パークゴルフ大会が 開催されました



この大会は、会員及びご家族の健康増進を目的に、当協会本荘支部と本荘地区社会保険委員会の共催で毎年開催していましたが、ここ2年間はコロナ感染症拡大の影響で中止していましたが、今年は万全の対策をしたうえで10月1日（土）に開催しました。快晴の元、皆さん終始和やかにプレーを楽しみました。



快晴の元での開会式



プレーを満喫しています

月額変更届について



大曲年金事務所
厚生年金適用調査課
田村 晃

Q 当社では、令和4年10月1日から最低賃金が上がったことに伴い、社会保険に加入しているパート従業員の時給が11月支給分の給与から上がりました。どのような手続きが必要でしょうか？

A 被保険者の方の報酬が、昇給または降給等の固定賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、毎年ご提出いただいている算定基礎届による定時決定を待たず標準報酬月額を改定します。これを随時改定といいます。随時改定は次の3つの条件をすべて満たす場合に行います。

- ①昇給または降給等により固定賃金（※1）に変動があった。
（※1）固定賃金とは支給額や支給率が決まっているものがありますが、例として次のような場合が考えられます。
[昇給・降給、給与体系の変更（日給→月給等）、日給や時給の単価変更、通勤手当や役職手当等の固定的な手当の追加・変更]
- ②固定賃金の変動した月からの3か月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とそれまで決定されていた標準報酬月額との間に2等級以上（※2）の差が生じた。
（※2）詳しくは直近の保険料額表をご確認ください。
- ③上記②の3か月とも支払基礎日数（※3）が17日（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上である。

（※3）支払基礎日数とは、給与計算の対象となる日数をいいます。日給制や時給制の場合は出勤日数、月給制の場合は暦日数で計算します。

①～③すべての要件を満たした場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4か月目の標準報酬月額から改定されます。

ご質問いただいたケースの場合は、11月・12月・1月に支払われた給与をご確認いただき、条件すべてに該当した方につきましては、随時改定となり、2月分の保険料から変更後の標準報酬月額により計算されます。

随時改定に該当するときは、速やかに「健康保険・厚生年金保険被保険者月額変更届厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届」を作成し、日本年金機構にご提出いただくこととなります。

なお、固定賃金は上がったが、残業手当等の非固定的賃金が減ったため、従前の標準報酬月額より2等級以上下がった場合につきましては、随時改定の対象とはなりませんのでご注意ください。

このほかご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

随想 ふきのとう



「今後の目標」

執筆に先立ちまして、先ずは、これまでの大館北秋支部長はじめ諸先輩皆様方のご活躍を拝見させていただき、いつも勉強させていただいております。また、若輩も指導、ご助言、ご配慮を賜りこちらの書面をお借りしまして改めまして感謝申し上げます。

さて、私が勤務している社会福祉法人成寿会ですが、介護老人保健施設「Kids Terrace at seiju」、地域密着型介護老人福祉施設「Club C

ity」の3つの施設を設置運営し、その他にも、各種事業に取り組んでいる法人です。

前置きが長くなりましたが、最近新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、北朝鮮のミサイル発射など暗いニュースが多い中、私の中で一番の明るいニュースは、大谷翔平選手の大活躍です。投げた、打って、走ってとしっかりと成績を残し、2年連続のMVP候補も取りざたされる中、私は態度やコメントなどスポーツ選手の前、人としての言動にいつも感銘を受けながら、テレビを拝見しております。スポーツ選手の場合、良い結果の時もあれば、思うように結果が出ない時もあります。そのような時でも、決して諦めや怒りなどを出さず、今日の反省点を踏まえつつ、次に向けたコメントを冷静に話す姿勢は素晴らしいと思う反面、自分自身はまだまだと痛感させられております。大谷選手ばかりではなく、他の偉人、先人の良きお手本を見習い、これからは社会福祉法人及び社会保険委員会の一員として、地域貢献に寄与できるように頑張っていきたいと思っております。今後とも日本年金機構様はじめ社会保険委員会皆様のご指導、ご助言のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人 成寿会

原子 伸一

健康トピックス

第204回 免疫力を高めて冬を乗り切りましょう

これから寒い日が増えてきます。インフルエンザやコロナなど様々な感染症が流行しやすい季節にも突入します。自らの健康を守るために、【免疫力を高める】取り組みをご紹介します。

免疫力とは

「疫(病気)を免れる力」のことです。ウイルスや細菌が外部から侵入することを防ぎます。免疫力を上げると風邪や様々な感染症の予防になるといわれています。また、傷ついた細胞の修復や、体内でできた病気のもととなる細菌や細胞を駆除する「自己防衛機能」でもあります。

免疫の種類

- ◆**自然免疫**: 生まれながらに備わっている、からだが自然に反応する最初の免疫。唾液や耳垢、皮膚、粘膜、くしゃみ、涙、腸内細菌などがあげられます。
 - ◆**獲得免疫(適応免疫)**: 同じ種類の侵入者(抗原)が再び体内に侵入すると、過去の感染体験やワクチンの接種により免疫を記憶し、すでに記憶されている免疫がすぐに反応します。感染した際に症状を軽くしたり、防ぐことができます。
- ※免疫システムには「全身免疫(リンパ系中心)」と「粘膜免疫(腸管をはじめとしたもの)」があります。



生活の中で免疫力アップの工夫・・・

取り組み	心配な点	内容
乾燥させない	空気が乾燥するため、自然免疫である鼻やのどの粘膜も乾燥しやすくなります。	水分摂取や「うがい」、マスクの着用でのどの保湿を心がけましょう。室内では加湿器や濡れタオルなどで空気の乾燥を防ぎましょう。
からだを温める	体温が下がることで免疫細胞の働きが低下し、免疫機能が下がります。	マフラーや手袋は出かける前の室内で着用し、腹巻やレッグウォーマーの使用もおすすめです。手首・足首・首を温めましょう。お風呂は湯舟につかりましょう。食べ物や飲み物で体の中から温めましょう。シチュー・煮込みうどん・鍋料理・シナモンティーなどがおすすめです。
バランスの良い食事	タンパク質を中心に様々な物質から免疫細胞や抗体が出ています。偏った食事は肥満にもつながり、内臓脂肪型肥満は免疫老化を招きます。	腸内細菌を増やすことで免疫力を高め、感染を予防します。善玉菌の好むヨーグルトや大豆製品・野菜や穀物などがおすすめです。逆にタンパク質や脂質中心の食事は悪玉菌を増やします。バランスの良い食事を心がけましょう。
適度な運動	低温環境、室外の気温差が刺激になって脳や心臓へ負担がかかりやすいです。持病がある方、治療中の方などは医師に相談のうえ、行いましょう。	ウォーミングアップを必ず行い、無理のない範囲で行いましょう。また、服装は防寒・保温性・速乾性機能を持つアンダーウェアや寒さ対策や重ね着ができるスポーツウェアがおすすめです。
睡眠の質を高める	睡眠不足は体内時計を狂わせ、免疫力を低下させます。	朝は決まった時間に起き、寝酒をしない、寝る前にスマホやテレビの光を浴びない、湯船につかることや適度な運動も効果があります。
ストレスをためない	過度なストレスを受けることで自律神経のバランスが崩れ、免疫力は低下します。	前向きな気持ちで過ごすことや、無理をせず休むことなどが大切です。また、作り笑いも効果があります。自分の好きなことをしたり、好きなものを見たりして楽しみましょう。

— 職場内で回覧しましょう —

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談はカレンダー 〇 日です。(開所時間は、午後7時まで)
休日の年金相談はカレンダー 〻 日です。(開所時間は、午前9時30分から午後4時まで)
年金相談・お手続きの際は、予約相談をご利用ください。

令和5年1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和5年2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

0570-058-555 (ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1144 (一般電話)

★ねんきんダイヤル (一般的な年金相談)

0570-05-1165 (ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1165 (一般電話)

(受付時間) 月曜日：午前8時30分～午後7時まで
火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日にはご利用いただけません。

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。

社会保険

あきた

令和4年12月・令和5年1月号

発行

一般財団法人 秋田県社会保険協会
〒010-0001 秋田市中通 6 丁目 7-9
TEL018-831-6205 FAX018-832-3681

資料提供

秋田・鷹巣・大曲・本荘 年金事務所
全国健康保険協会秋田支部